

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2015年8月30日実施)

試験科目：小論文

配点：150点

問題 次の文章を読み、「設問」に答えなさい。

A市は、この地域の経済圏の中心地であるB市（人口約200万人）までは急行電車に乗れば30分程のところに位置する、人口約12万人の郊外都市である。A市の将来人口推計によれば2017年には高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）が30%に達すると予想され、これに伴い、単身高齢者世帯の増加も心配されている。

A市では、身寄りのない単身者が誰にも看取られず亡くなる孤独死が全国的に問題となっている現状を踏まえ、市内で過去5年間に自宅で亡くなった住民の死因に関する遺族や近隣住民への聞き取り調査を、昨年度に実施した。その結果、自宅での死亡者の約4割が孤独死であり、死亡してから9ヶ月もの間、誰にも気づかれずに放置されていたケースがあったことも明らかとなった。この結果を重く受けとめたA市長は、単身高齢者向けの施策の一環として、孤独死対策を早急に検討するため、本年4月、有識者らで構成する「孤独死ゼロ対策検討会議」（以下、「検討会議」という。）の設置を決めた。

その後、検討会議での議論の末、3つの案がとりまとめられ、公表された。以下が、その3つの案である。

## 【第1案】宅配業者等の民間事業者と協定を締結し、単身高齢者の見守り体制を構築する。

住民の家賃やガス・電気料金の滞納、何日も続けて屋内の電灯が点灯しない、玄関や郵便受けに新聞・郵便物が溜まる等の状況を、A市と協定を結んだ民間事業者が察知した場合には、当該事業者が直ちに本人の状況確認を行い、原則として本人の同意をとった上でA市の担当部署へ連絡する体制を構築する。民間事業者から連絡を受けたA市の担当部署は、上記の状況にある単身高齢者への支援を行う。協定の相手方となる民間事業者は、新聞配達業者、宅配業者、ガス・電力会社等、日常的に住民の自宅を訪れる機会の多い事業者である。具体的には、ガス・電力会社のメーター検針職員、新聞配達員、宅配業者らが、単身高齢者世帯の見守りを行う。

協定に基づき民間事業者に新たに課される業務は、通常業務を行う過程で上記の状況を察知した場合に本人の状況確認等の一連の対応をとることのみであり、この対応がなされた都度、A市から当該事業者に対して1件当たり5,000円を支給する。したがって、この案の導入により必要となる予算規模は各年度の対応件数に左右され、例えば、年間対応件数が3,000件なら1,500万円、5,000件なら2,500万円となる。

## 【第2案】ボタン式通報機等を自宅に設置し、単身高齢者の見守り体制を構築する。

単身高齢者の自宅に、民間警備会社によって開発され市販されている「ボタン式通報機」と「人感センサー」を設置し、毎朝、高齢者にボタンを押してもらうことにより、ボタンが押された時間等の情報を民間警備会社内の「受信センター」に通報する。「ボタン式通報機」には24時間対応の緊急ボタンも備えられており、夜間の見守りも可能である。また、「人感センサー」を通じて、単身高齢者の在宅時の状況が確認でき、一定時間人の動きがない場合には自動的に「受信センター」に通報される。これらの通報を受けた「受信センター」は、直ちにA市の担当部署に連絡し、A市による当該高齢者の支援へとつなげる。

この案では、高齢者本人に各機器の設置に同意してもらう際に、このシステムを通じて得られた個人情報や民間警備会社やA市が共有することについてあらかじめ包括的な同意を得ることとするため、他の2つの案のように、支援を必要としている単身高齢者の存在が察知される都度、いちいち本人の同意を得る必要がない。また、機器購入・設置等の費用は全てA市が負担するため、高齢者は無料でこのシステムを利用できる。機

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2015年8月30日実施)

試験科目：小論文

配点：150点

器の価格は1セット7万円、「受信センター」での通報受信等の業務に要する費用が1世帯当たり年間3万円であり、1世帯当たりの初年度にかかる費用は合計10万円である。この案を導入した場合の予算規模については、導入年度に5,000世帯に機器を設置することを念頭に置き、初年度には5億円が見込まれている。

## 【第3案】住民ボランティアによる「ご近所見守り隊」を配置し、単身高齢者の見守り体制を構築する。

住民に広く呼びかけて、単身高齢者の見守り活動を行うボランティア「ご近所見守り隊」を公募する。「ご近所見守り隊」は、おおむね20世帯に1人の割合で配置することとし、単身高齢者への日常的な声かけや、定期的な家庭訪問の実施により単身高齢者の話し相手になるなどの活動を行うものである。「ご近所見守り隊」による見守り活動によって、緊急の援助を必要としている単身高齢者の存在が察知された場合には、原則として本人の同意を得てA市の担当部署に伝えられ、連絡を受けたA市の担当部署が当該高齢者への支援を実施する。

この案は、単身高齢者と同じ地域に暮らす住民らの助け合いの仕組みであるところに特徴がある。「ご近所見守り隊」として想定されている地域住民のイメージは、定年退職して時間的余裕のある元気な高齢者や専業主婦層であって、地域や社会に貢献したいとの意欲を持つ住民である。このような住民を集めることを想定しているため、「ご近所見守り隊」は、完全な無償のボランティアとする。したがって、この案を導入した場合には、A市が負担すべき費用は一切不要である。

(※出題にあたっては、厚生労働省ホームページ「孤立死防止対策」[<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000034189.html>]に掲載されている「孤立死防止対策取組事例の概要」および「孤立死防止対策取組事例一覧」の情報を参考にした。)

[設問] 上記3案それぞれの長所と短所を指摘した上で、あなたが良いと考える案を述べなさい(全体で1,000字程度)。

(この出題は法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例や学説に言及する必要はありません。)

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2015年8月29日実施)

試験科目：法律科目試験・刑法

配点：100点

以下の問題文を読み、具体的事実を適示しながら、XとYの罪責について論じなさい。

1. 30歳になるXは、定職に就いたことがなく、親からの援助と不定期のアルバイトで生計を立てていた。しかし、1か月前に親から、「今後は援助を止めるので、自活するように」と強く言い渡され、援助を打ち切られた。当初は「何とかなる」と気楽に考えていたXも、たちまち厳しい状況に陥り、手っ取り早く金を入手する手段として、「ひったくり」の計画を立てた。
2. 某日の午後9時頃、人通りの少ない道で、相手を物色していたところ、ショルダーバッグを肩にかけたA女が通りかかった。近くに人影がないことを確認したXは、Aの背後から近づき、追い越しざまにショルダーバッグをAから奪おうとした。Aは、突然の出来事に驚いて大声を出しながらも、ショルダーバッグを手放さなかったため、その場でXに引きずり倒された。
3. XとAがもみ合っているところへ、帰宅途中のB（甲警察署生活安全課勤務の警部補）が通りかかった。Bがふたりに声をかけると、Aが「ひったりくりです」と大声を上げたので、BがXの手首をつかみ、「交番まで一緒に来い」と言ってXを連行しようとした。当初は観念していたXは、BがAにも同行するよう頼んでいる間に、Bの手を振り払って逃げ出した。BがXを追いかけて行ったのを見ていたAは、ショルダーバッグも無事で、関わり合いになるのも面倒だと考え、その場から立ち去った。
4. ひったくりの現場から500メートルほど離れた公園でXに追いついたBは、Xを地面に組み伏せた。そこへ、偶然、Yが通りかかった。Yがふたりに気づいた時、Xが「頼む、助けてくれ」とYに懇願した。Yがよく見ると、Bに組み伏せられたXが苦しそうにもがいているのが見えた。また、Bは体格がよく（180cmで100kg）、風貌もヤクザ風（角刈りの頭と口髭）であったため、YはてっきりXがヤクザにやられていると思った。Yは何とかXを助けようと思ったが、携帯電話を持っておらず、近くに人影も公衆電話もなかったことから、自分が助けるしかないと考えた。付近を見回すと、子どもが忘れたと思われる木製の野球バットが目に入ったので、Bの身体を殴って、Bがひるんだ隙にXを助けようとした。
5. YがバットでBに殴りかかったところ、バットはBの頭部に命中し、Bはその場に倒れ込んだ。この事態に驚いたXとYは、その場から逃げ去った。その後、通行人に発見されたBは、病院に緊急搬送されたが、間もなく脳挫傷で死亡した。

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

## <専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2015年8月29日実施)

試験科目：法律科目試験・憲法

配点：100点

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

公職選挙法11条1項2号は、受刑者は選挙権および被選挙権を有しないと定めている。

Aは、P市Q区の選挙人名簿に登録されている者であるが、2010年7月11日当時、傷害事件、威力業務妨害事件、道路交通法違反・R府条例違反事件について懲役刑に処せられて刑務所で服役中であったことから、同日実施された参議院議員通常選挙において、公職選挙法11条1項2号に該当するとして選挙権を有しないものとされたため投票できなかった。

Aは、懲役刑の執行を受けていたところ、2010年11月25日、仮釈放により刑務所を出所し、2011年1月29日、その執行を受け終わった。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律69条は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは原則として制限されないこととし、72条1項において、刑事施設の長に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、被収容者に主要な時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならないとするなど、被収容者の情報入手を保護している。なお、Aの実際の収容期間は8か月であった。

Aは、公職選挙法11条1項2号が受刑者の選挙権の行使を一律に認めていないのは違憲ではないかと考えている。

設問 公職選挙法11条1項2号の違憲性について、次に掲げる[資料]に依拠して検討しなさい。

[資料]：在外日本国民の選挙権に関する2005年9月14日最高裁大法廷判決から抜粋

第2 在外国民の選挙権の行使を制限することの憲法適合性について

1 国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものである。

憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。

憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認め

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2015年8月29日実施)

試験科目：法律科目試験・憲法

配点：100点

---

ることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざるを得ない。また、このことは、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執らないという不作為によって国民が選挙権を行使することができない場合についても、同様である。

(以下、略)

---

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2015年8月29日実施) 試験科目：法律科目試験・商法

配点：100点

---

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは、公開会社である株式会社で、その株式を東京証券取引所に上場している。また、Yの定款には取締役の報酬に関する規定は存在しない。平成27年6月26日に開催されたYの株主総会においては、Yの取締役に対する報酬が議題として提示され、その議案には、「取締役で協議し、各取締役に妥当な額の金銭を報酬として支給する」とだけ記載されていた。株主総会の場において、Yの株主Xが「取締役の報酬額について各取締役に支払われる金額を開示してほしい」と質問したところ、総会の議長をつとめたA（Yの代表取締役）は「取締役に対する報酬に関する質問にはお答えすることはできません」として回答を拒否し、決議をおこない、議案通り可決された。

【設問】株主総会の議事進行に不満のあるXは、どのような訴えを提起できるのか説明しなさい。

# 2016年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

## <専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2015年8月29日実施)

試験科目：法律科目試験・民法

配点：200点

次のIおよびIIに解答しなさい。

I 以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

父Aは、平成26年8月1日に、子Bの代理人としてB所有の別荘をBに無断でCに売却した。なお、この時Cは、Aから、Bの父親であることを聞かされており、AがBの委任を受けていることを疑うことなくこの別荘を買い受けている。その後（平成27年2月）にAは死亡し、Aの唯一の相続人BがAを相続した。

Aが死亡して1ヵ月程経過した頃、Bは、Aが自分に無断でB所有の別荘をCに売却したことを知った。この場合のBとCの法律関係について論じなさい。

II 以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

Xは、平成7年2月18日、Yから本件宅地（100平方メートル）及び地上建物（総床面積99平方メートル）を代金4200万円（土地代金2000万円、建物代金2200万円）で買い受ける契約を締結した。同年3月31日に代金を支払い、物件の引き渡しを受けた。その後、同年5月9日に所有権移転登記がなされた。

Xは、平成26年10月にこの土地建物を売却することとして、不動産屋を訪れた。そして、本件宅地の一部には道路位置指定がなされており、その指定の範囲内の20平方メートルについては、新しく家を建てる場合には、建ぺい率や容積率の算定の基礎とはできないこと、この結果、今より小さな建物（総床面積80平方メートル以下）しか建築できないことを知った。不動産屋は、この行政法上の制限がついている以上、たとえ土地面積が100平方メートルあるとしても、売却する場合には、面積が80平方メートルであるものとしてしか売ることにはできないとXに説明した。Xが調べたら、道路位置指定がなされたのは、XがYと売買契約をする以前の平成6年11月6日であった。

平成27年2月25日、Xは、Yに対して損害賠償を請求して訴訟を提起した。

以下の設問(1)および(2)に答えなさい。

(1) Xは、Yに対して、どのような根拠で損害賠償を請求することができるのかについて、条文を挙げて説明しなさい。

(2) Xの請求に対して、Yが消滅時効を援用した場合、Yのこの主張は認められるか否かについて論じなさい。